

美浜発電所 1、2号機の廃止措置計画等の変更認可について

2022年3月23日
関西電力株式会社

当社は、2021年7月29日に美浜発電所1、2号機廃止措置計画^{※1}および原子炉施設保安規定の変更認可申請を行い、本日、原子力規制委員会から認可をいただきました。

本申請は、第1段階で実施した残存放射能調査^{※2}の結果や廃止措置の進捗状況を踏まえた第2段階以降の計画を見直したものです。

今回の認可を受け、2021年度に第1段階を終了し、2022年度から第2段階を開始します。

当社は、認可された計画に基づき、引き続き、安全を最優先に廃止措置に取り組んでまいります。

※1 2017年度（認可後）から開始し、2045年度までの約30年間で終了する計画。廃止措置工程を大きく4段階に区分し、計画的に進めていく。

- ・第1段階（解体準備期間）2017年度（認可後）～2021年度（約5年間）
- ・第2段階（原子炉周辺設備解体撤去期間）2022年度～2035年度（14年間）
- ・第3段階（原子炉領域解体撤去期間）2036年度～2041年度（6年間）
- ・第4段階（建屋等解体撤去期間）2042年度～2045年度（4年間）

※2 原子炉周辺設備解体撤去期間以降に実施する管理区域内設備等の解体撤去工法や放射性廃棄物の処理方法の検討を行うため、管理区域内設備等に残存する放射能を評価し、汚染状況を把握すること

以上

添付資料：美浜発電所1、2号機の廃止措置計画変更認可の概要

美浜発電所1、2号機 廃止措置計画変更認可の概要

概要

美浜発電所1、2号機は、これまでに実施した残存放射能調査※結果や2次系設備の解体の状況等を踏まえ、今後実施する工事等について、具体的な作業の内容等を計画に反映するため、廃止措置計画の変更認可申請を2021年7月29日に行い、2022年3月23日に認可を受けた。

※原子炉周辺設備解体撤去期間以降に実施する管理区域内設備等の解体撤去工法や放射性廃棄物の処理方法の検討を行うため、管理区域内設備等に残存する放射能を評価し、汚染状況を把握すること。

(1) 今後実施する工事等

	項目	実施時期	実施内容
解体工事	2次系設備の解体撤去	実施中～2041年度	放射性物質による汚染のないタービン建屋内等の機器（発電機、湿分離加熱器等）を解体撤去する。
	原子炉周辺設備の解体撤去	2022～2041年度	管理区域内において、維持管理が不要となった設備（新燃料貯蔵庫、体積制御タンク等）を、解体撤去する。
	原子炉領域の解体撤去	2036～2041年度	水中切断、遮へい、遠隔操作装置を用いる等の被ばく低減対策を行った上で、原子炉容器、支持構造物、原子炉容器周囲のコンクリート壁を解体撤去する。
	建屋等の解体	2042～2045年度	建屋内に汚染がないことを確認した上で管理区域を解除し、原子炉格納容器、原子炉補助建屋等を解体する。
燃料搬出	新燃料の搬出	実施中～2035年度	使用済燃料ピットに貯蔵されている新燃料（残り32体）を搬出する。
	使用済燃料の搬出	2022～2035年度	使用済燃料ピットに貯蔵されている使用済燃料（741体）を搬出する。

(2) その他の主な変更内容

- 美浜発電所2号機の使用済燃料ピット水の冷却が不要になることに伴う、性能維持施設に係る変更（1号機は2019年12月11日に変更認可済み。）
 - ・使用済燃料貯蔵設備の冷却・浄化機能を、浄化機能のみへ変更
 - ・非常用ディーゼル発電機を廃止措置計画に定める性能維持施設から削除
- 残存放射能調査結果等を踏まえた、放射性固体廃棄物の推定発生量の見直し

放射能レベル区分		美浜発電所1、2号機合計の推定発生量（単位：トン）	
		変更後	変更前
低レベル放射性廃棄物	放射能レベルの比較的高いもの（L1）	約150	約220
	放射能レベルの比較的低いもの（L2）	約1,410	約1,430
	放射能レベルの極めて低いもの（L3）	約4,880	約3,390
小計※		約6,420	約5,040
放射性物質として扱う必要のないもの（クリアランス）		約13,900	約7,600

※端数処理のため合計値が一致しないことがある。